



(社) 全中貿ニュース

平成30(2018)年5月号

発行人：代表理事 伊藤 紀忠

1.

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

..... 厚生労働省労働基準局 安全衛生部長

(1) 趣旨

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

平成29年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は7月に10人、8月に6人で、平成28年の発生状況（確定値）と比較して計4人増加する結果となった。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られる。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要である。

平成30年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場におけるWBGT値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とする。

(2) 期間

平成30年5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間とし、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の7月を重点取組期間とする。

(3) 熱中症による死傷者数の推移（平成20～29年分）

過去10年間（平成20～29年）の職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成22年に656人と最多であり、その後も400～500人台で推移している。

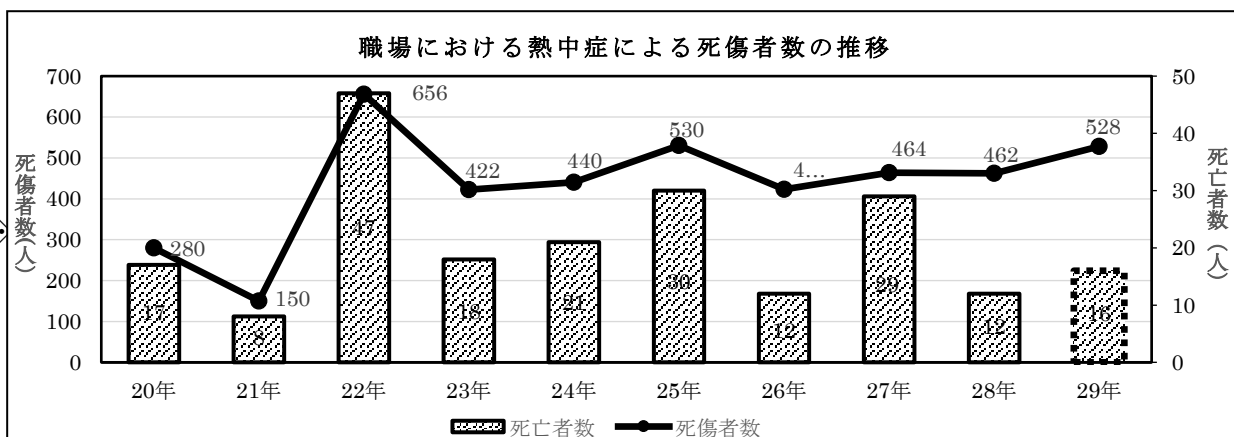
平成29年の死傷者数は528名、死亡者数は16名となっており、平成28年と比較して、死傷者数1割程度、死亡者数は3割程度いずれも増加している

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成20～29年）

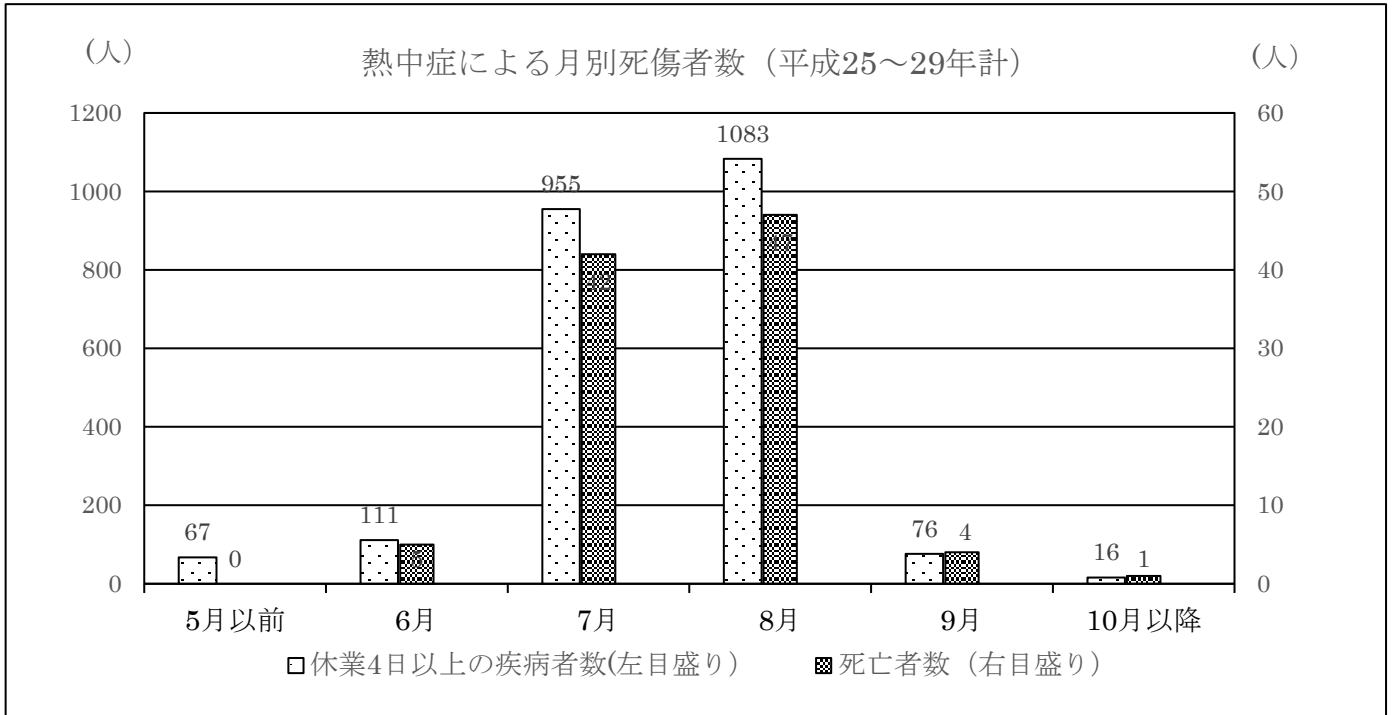
(人)

20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
280	150	656	422	440	530	423	464	462	528
(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(16)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

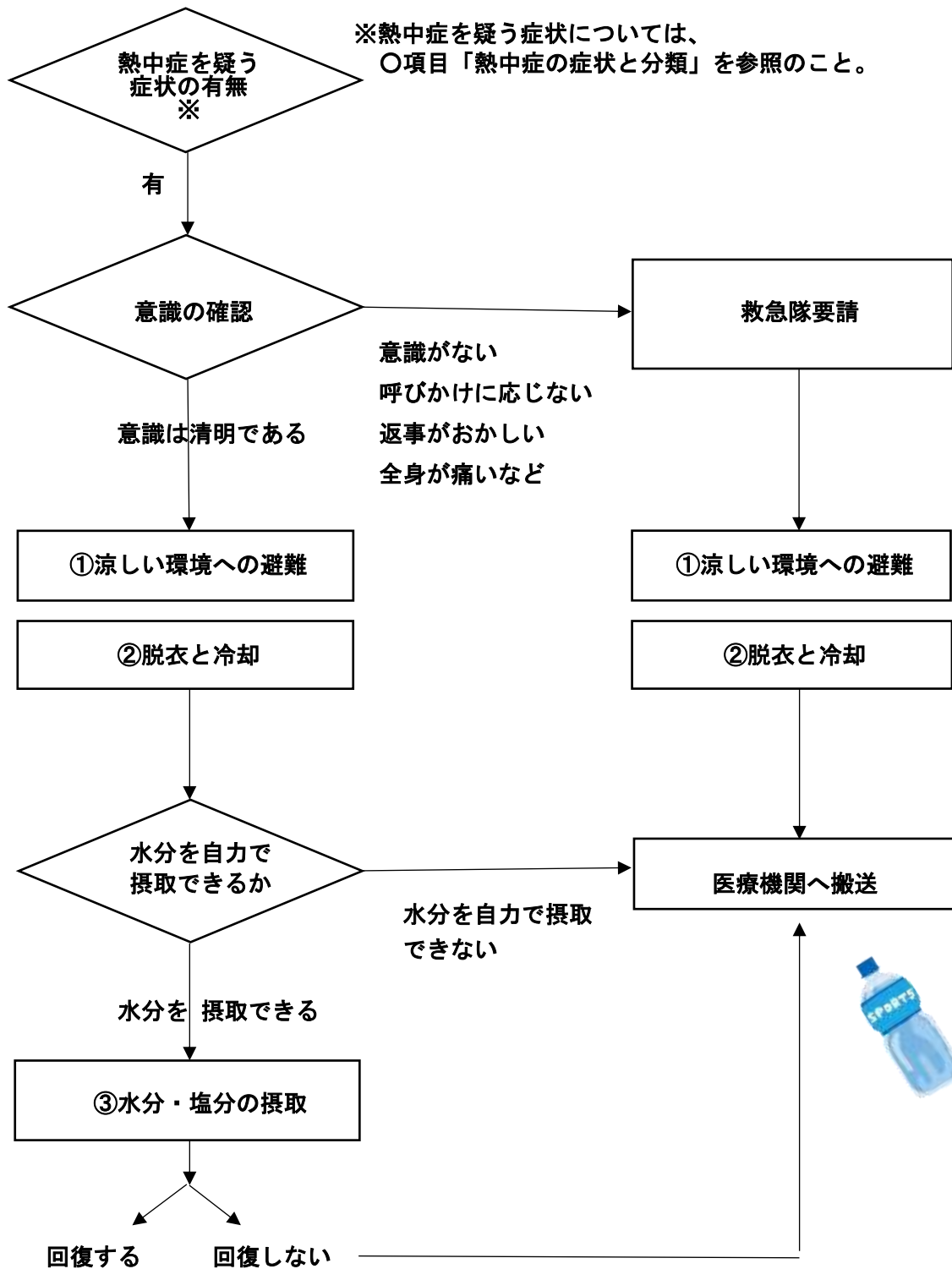


(4)



分類	症状	重症度
I 度	めまい・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、往來から“熱疲労”といわれていた状態である。）	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。）	大

(5) 熱中症の応急処置 (現場での応急処置)



※ 上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。



サービス業の方にも
使える支援措置を
拡充しました

「経営力向上計画」で 「稼ぐ力」を後押しします!

中小企業者の設備投資などをサポート!

認定を受けると…

支援
1

税制優遇

取得設備の固定資産税が
半分に。さらに即時償却や
税額控除も利用できます。

支援
2

金融支援

低利融資や信用保証などの
支援措置により、
資金調達がスムーズに。

支援の流れについて詳しくは、裏面へ!

認定企業の事例

株式会社 三松(福岡県)



金属板の板金加工、機械装置組立を行う会社が、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用し、今後成長が見込める医療・食品分野向けのクリーン設備導入等を通じ、生産性の向上を図る。(製造業)

コメント

中小企業等経営強化法に基づく支援策を受けて、成長分野への投資を加速することができます。経営力向上計画を一步一步実行していき、生産性の向上を目指していきます。

和田酒造合資会社(山形県)



1977年の創業以来地元で密着した清酒の製造を行っている会社が、県外への出荷や海外への積極的な輸出に取組むため、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用し、品質の維持向上のための各種装置を導入する。(清酒製造)

コメント

海外需要の取り込み、地元農家とコラボした県外への商品出荷のためには品質維持につながる機械投資が必要でした。私たちにとっては大きな投資でしたので、固定資産税の軽減措置を受けることができ、とても助かっています。

中小企業等経営強化法による支援の流れ

STEP 1

経営力向上計画を 策定

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。



経営革新等支援機関 などがサポート

本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索



計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

詳しくはこちら



経営革新等支援機関 |

検索



STEP 2

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。
詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。

STEP 3

取得設備について 固定資産税の軽減や、 即時償却又は税額控除

対象設備が拡大

新たに取得した一定の設備について支援措置があります。

- 固定資産税の特例により、固定資産税が3年間2分の1になります。機械装置のほか、器具備品や建物附属設備等も対象になります。
- さらに、中小企業経営強化税制(法人税・所得税)の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。

対象設備: 平成31年3月31日までに導入した対象設備
利用できる方: 資本金1億円以下の法人、個人事業主など
要件: 生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

金融支援

中小企業向け: 信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など
中堅企業向け: 独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

以上のような様々な支援が受けられます。

STEP 4

経営力の強化を実現

お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



TEL: 03-3501-1957

(平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁 事業環境部 企画課

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索



5月の花

宇治市：三室戸寺と
平等院鳳凰堂の
紫陽花、藤、
つつじの花々



▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jافتا.jp